

令 和 8 年

第 2 回 庄 原 市 議 會 定 例 會 議 案

參 考 資 料

(3月)

庄 原 市

令和8年第2回庄原市議会定例会議案 参考資料目次

議案第11号	庄原市旅費条例	1
議案第12号	庄原市職員の給与に関する条例及び庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第13号	庄原市行政手続条例の一部を改正する条例	11
議案第14号	庄原市子育て支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	13
議案第15号	庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	15
議案第16号	庄原市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例	21
議案第17号	庄原市行政組織条例の一部を改正する条例	23
議案第18号	庄原市経済対策施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	27
議案第19号	庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	29
議案第20号	庄原市手数料条例の一部を改正する条例	31
議案第21号	庄原市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	35

庄原市旅費条例案

【附則第6項による改正】 庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第3条 略 (費用弁償)	第1条～第3条 略 (費用弁償)
第4条 略 2 旅費の額及び支給方法は、 <u>庄原市旅費条例（令和8年庄原市条例第1号）</u> に規定する市長等の例によるものとする。ただし、市内旅行における車賃については、片道2キロメートルを超えた旅行の場合のみ、1キロメートル当たり37円を支給する。	第4条 略 2 旅費の額及び支給方法は、 <u>庄原市旅費条例（平成17年条例第49号）</u> に規定する市長等の例によるものとする。ただし、市内旅行における車賃については、片道2キロメートルを超えた旅行の場合のみ、1キロメートル当たり37円を支給する。
第5条以下 略	第5条以下 略

【附則第7項による改正】 庄原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第4条 略 (費用弁償)	第1条～第4条 略 (費用弁償)
第5条 略 2 旅費の額及び支給方法は、 <u>庄原市旅費条例（令和8年庄原市条例第1号）</u> に規定する一般職の職員の例によるものとする。ただし、市内旅行における車賃については、西城町の区域、東城町の区域、口和町の区域、高野町の区域、比和町の区域、総領町の区域又は前6町以外の市の区域をそれぞれ目的地域内とみなし、当該目的地域内を越えた旅行の場合のみ、1キロメートル当たり37円を支給する。	第5条 略 2 旅費の額及び支給方法は、 <u>庄原市旅費条例（平成17年条例第49号）</u> に規定する一般職の職員の例によるものとする。ただし、市内旅行における車賃については、西城町の区域、東城町の区域、口和町の区域、高野町の区域、比和町の区域、総領町の区域又は前6町以外の市の区域をそれぞれ目的地域内とみなし、当該目的地域内を越えた旅行の場合のみ、1キロメートル当たり37円を支給する。
3 略 _____	3 略 4 <u>規則第1条第1号に規定する職にある者であって、通勤のため庄原市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成17年庄原市規則第39号）第9条各号に掲げる交通の用具を使用することを常例とするもの（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）が有料駐車場を使用するときは、月額3,000円（当該有料駐車場の賃借料月額が3,000円未満の場合は、当該賃借料の月額）を支給する。</u> 5 略
第6条以下 略	第6条以下 略

【附則第8項による改正】 庄原市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第2条 略 (実費弁償の額) 第3条 前条の規定に該当する者が出席したときは、1日につき6,300円を支給する。この場合において、これらの者が市外在住者のときは、 <u>庄原市旅費条例(令和8年庄原市条例第号)</u> の定めるところにより額を加算_____する。	第1条～第2条 略 (実費弁償の額) 第3条 前条の規定に該当する者が出席したときは、1日につき6,300円を支給する。この場合において、これらの者が市外在住者のときは、 <u>庄原市旅費条例(平成17年条例第49号)</u> の定めるところにより額を加算(日当を除く。)する。
第4条以下 略	第4条以下 略

【附則第9項による改正】 庄原市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第9条 略 (旅費) 第10条 職員が公務のため旅行したときは、 <u>庄原市旅費条例(令和8年庄原市条例第号)</u> に規定する市長等の例により、旅費を支給する。	第1条～第9条 略 (旅費) 第10条 職員が公務のため旅行したときは、 <u>庄原市旅費条例(平成17年条例第49号)</u> に規定する市長等の例により、旅費を支給する。
第11条 略	第11条 略

【附則第10項による改正】 庄原市国民健康保険総額診療所長の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第5条 略 (旅費の種類) 第6条 所長の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、 <u>航空賃</u> 、その他 <u>交通費</u> 、 <u>宿泊費</u> 、 <u>包括宿泊費</u> 及び <u>宿泊手当</u> とし、その額は、庄原市職員の給与に関する条例(平成17年条例第45号。以下「給与条例」という。)第4条に規定する行政職給料表7級にある者の旅費相当額とする。	第1条～第5条 略 (旅費の種類) 第6条 所長の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、 <u>車賃</u> 、 <u>日当</u> 、 <u>宿泊料</u> 及び <u>食卓料</u> とし、その額は、庄原市職員の給与に関する条例(平成17年条例第45号。以下「給与条例」という。)第4条に規定する行政職給料表7級にある者の旅費相当額とする。
第7条以下 略	第7条以下 略

【附則第11項による改正】 庄原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第12条 略 (関係者に対する費用の弁償) 第13条 法第433条第7項の規定により関係者(審査申出人及び市長を除く。)に出席及び証言を求めたときは、当該関係者に <u>庄原市旅費条例(令和8年庄原市条例第号)</u> の	第1条～第12条 略 (関係者に対する費用の弁償) 第13条 法第433条第7項の規定により関係者(審査申出人及び市長を除く。)に出席及び証言を求めたときは、当該関係者に <u>庄原市旅費条例(平成17年条例第49号)</u> の

改 正 案	現 行
規定による旅費支給の例により、旅費を支給するものとする。	規定による旅費支給の例により、旅費を支給するものとする。
第14条 略	第14条 略

【附則第12項による改正】 庄原市消防団条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第18条 略 (費用弁償) 第19条 略 2 費用弁償の額並びに支給方法は、 <u>庄原市旅費条例（令和8年庄原市条例第 号）</u> の定めるところによる。	第1条～第18条 略 (費用弁償) 第19条 略 2 費用弁償の額並びに支給方法は、 <u>庄原市旅費条例（平成17年条例第49号）</u> の定めるところによる。
第20条以下 略	第20条以下 略

【附則第13項による改正】 庄原市比和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第2条 略 (費用弁償) 第3条 略 2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額については、 <u>庄原市旅費条例（令和8年庄原市条例第 号）</u> の規定を準用する。	第1条～第2条 略 (費用弁償) 第3条 略 2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額については、 <u>庄原市旅費条例（平成17年条例第49号）</u> の規定を準用する。
第4条 略	第4条 略

【附則第14項による改正】 庄原市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第9条 略 (旅費) 第10条 管理者が公務のため旅行したときは、 <u>庄原市旅費条例（令和8年庄原市条例第 号）</u> に規定する市長等の例により、旅費を支給する。	第1条～第9条 略 (旅費) 第10条 管理者が公務のため旅行したときは、 <u>庄原市旅費条例（平成17年庄原市条例第49号）</u> に規定する市長等の例により、旅費を支給する。

【附則第15項による改正】 庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第25条 略 (パートタイム会計年度任用職員の出張に係る費用弁償) 第26条 略 2 出張に係る費用の弁償は、 <u>庄原市旅費条例（令和8年庄</u>	第1条～第25条 略 (パートタイム会計年度任用職員の出張に係る費用弁償) 第26条 略 2 出張に係る費用の弁償は、 <u>庄原市旅費条例（平成17年庄</u>

改 正 案	現 行
原市条例第49号)の適用を受ける一般職の常勤職員の旅費の例による。	原市条例第49号)の適用を受ける一般職の常勤職員の旅費の例による。
第27条以下 略	第27条以下 略

議案第12号参考資料

庄原市職員の給与に関する条例及び庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案新旧対照表

【第1条による改正】 庄原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 略	第1条 略
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、期末手当及び勤勉手当とする。	第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、初任給調整手当_____、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、期末手当及び勤勉手当とする。
第3条～第10条 略	第3条～第10条 略
(通勤手当)	(通勤手当)
第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1) 略	(1) 略
(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条_____において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(前号の規定に該当する職員及び自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)	(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条及び別表第3において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(前号の規定に該当する職員及び自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
(3) 略	(3) 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(当該職員が有料駐車場を使用する者であるときは、当該通勤手当月額に5,000円(当該有料駐車場の賃借料月額が5,000円未満の場合には、当該賃借料の月額)を加算した額並びに育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離の区分に応じ、別表第3通勤手当月額欄に定める額(当該職員が有料駐車場を使用する者であるときは、当該通勤手当月額に2,000円(当該有料駐車場の賃借料月額が2,000円未満の場合には、当該賃借料の月額)を加算した額並びに育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
(3) 略	(3) 略
3～5 略	3～5 略
6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。	6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月_____の規則で定める日に支給する。

改 正 案	現 行																						
7～9 略	7～9 略																						
第12条～第20条 略	第12条～第20条 略																						
<u>(初任給調整手当)</u>																							
<p>第21条 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第7項、第5条第2項、第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては規則で定める額)並びにこれに第10条の規定による地域手当支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。</p> <p>2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第21条 削除</p>																						
第22条～第31条 略	第22条～第31条 略																						
別表第1～別表第2 略	別表第1～別表第2 略																						
<table border="1"> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> </table>	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<p>別表第3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車等の使用距離</th><th>通勤手当月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片道2キロメートル以上4キロメートル未満</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>片道4キロメートル以上5キロメートル未満</td><td>3,500円</td></tr> <tr> <td>片道5キロメートル以上6キロメートル未満</td><td>4,100円</td></tr> <tr> <td>片道6キロメートル以上8キロメートル未満</td><td>5,000円</td></tr> </tbody> </table>	自動車等の使用距離	通勤手当月額	片道2キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円	片道4キロメートル以上5キロメートル未満	3,500円	片道5キロメートル以上6キロメートル未満	4,100円	片道6キロメートル以上8キロメートル未満	5,000円
_____	_____																						
_____	_____																						
_____	_____																						
_____	_____																						
_____	_____																						
_____	_____																						
自動車等の使用距離	通勤手当月額																						
片道2キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円																						
片道4キロメートル以上5キロメートル未満	3,500円																						
片道5キロメートル以上6キロメートル未満	4,100円																						
片道6キロメートル以上8キロメートル未満	5,000円																						

改正案		現行	
_____	_____	片道 8キロメートル以上10キロメートル未満	6,100円
_____	_____	片道10キロメートル以上12キロメートル未満	7,200円
_____	_____	片道12キロメートル以上14キロメートル未満	8,300円
_____	_____	片道14キロメートル以上16キロメートル未満	9,400円
_____	_____	片道16キロメートル以上18キロメートル未満	10,500円
_____	_____	片道18キロメートル以上20キロメートル未満	11,600円
_____	_____	片道20キロメートル以上22キロメートル未満	12,700円
_____	_____	片道22キロメートル以上24キロメートル未満	13,800円
_____	_____	片道24キロメートル以上26キロメートル未満	14,900円
_____	_____	片道26キロメートル以上28キロメートル未満	16,000円
_____	_____	片道28キロメートル以上30キロメートル未満	17,100円
_____	_____	片道30キロメートル以上32キロメートル未満	18,200円
_____	_____	片道32キロメートル以上34キロメートル未満	19,300円
_____	_____	片道34キロメートル以上36キロメートル未満	20,400円
_____	_____	片道36キロメートル以上38キロメートル未満	21,500円
_____	_____	片道38キロメートル以上40キロメートル未満	22,600円
_____	_____	片道40キロメートル以上42キロメートル未満	23,700円
_____	_____	片道42キロメートル以上44キロメートル未満	24,800円
_____	_____	片道44キロメートル以上46キロメートル未満	25,900円
_____	_____	片道46キロメートル以上48キロメートル未満	27,000円
_____	_____	片道48キロメートル以上50キロメートル未満	28,100円
_____	_____	片道50キロメートル以上52キロメートル未満	29,200円
_____	_____	片道52キロメートル以上54キロメートル未満	30,300円
_____	_____	片道54キロメートル以上56キロメートル未満	31,400円

改 正 案		現 行	
_____	_____	一トール未満	_____
_____	_____	片道56キロメートル以上58キロメ	32,500円
_____	_____	一トール未満	_____
_____	_____	片道58キロメートル以上60キロメ	33,600円
_____	_____	一トール未満	_____
_____	_____	片道60キロメートル以上	34,700円

【第2条による改正】 庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 略 (会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、第2種初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。	第1条 略 (会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。
第3条～第10条 略 (フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当) <u>第10条の2 フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。</u>	第3条～第10条 略
第11条～第13条 略 (パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額（パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が38時間45分であるとした場合において、その職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして、第3条及び第4条の規定を準用して得た額に、給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される地域手当及び第2種初任給調整手当に相当するものとして規則で定める額を加算した額。以下同じ。）に対し、第3項から第5項までに規定する計算により決定するものとする。	第11条～第13条 略 (パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額（パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が38時間45分であるとした場合において、その職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして、第3条及び第4条の規定を準用して得た額に、当該額に規則で定める割合を乗じて得た額（地域手当に相当する報酬の額） _____を加算した額。以下同じ。）に対し、第3項から第5項までに規定する計算により決定するものとする。
2～6 略	2～6 略
第15条以下 略	第15条以下 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

庄原市行政手続条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第14条 略 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 略 第17条～第21条 略 (続行期日の指定) 第22条 略 2 略 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」	第1条～第14条 略 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 略 第17条～第21条 略 (続行期日の指定) 第22条 略 2 略 3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名あて人となるべき者」

改 正 案	現 行
<p>とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「_____とき」とあるのは「_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」</u>と読み替えるものとする。</p>
第23条～第28条 略	第23条～第28条 略
(聴聞に関する手続の準用)	(聴聞に関する手續の準用)
第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、 <u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</u>	第29条 第15条第3項及び <u>_____</u> 第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「 <u>同項第3号</u> 及び第4号」とあるのは「 <u>同条第3号</u> 」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「 <u>同条第3項後段</u> 」とあるのは「 <u>第29条において準用する第15条第3項後段</u> 」と読み替えるものとする。
第30条以下 略	第30条以下 略
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。 <u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の庄原市行政手続条例(以下この項において「新条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を新条例第22条第3項(新条例第25条後段において準用する場合を含む。)及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。</p>	

庄原市子育て支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>第1条～第15条 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>庄原市立板橋小学校子育て支援施設</td><td>庄原市板橋町181番地3</td></tr> <tr> <td>以下 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		庄原市立板橋小学校子育て支援施設	庄原市板橋町181番地3	以下 略		<p>第1条～第15条 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>庄原市板橋子育て支援施設（板橋ひだまり広場）</td><td>庄原市板橋町181番地3</td></tr> <tr> <td>以下 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		庄原市板橋子育て支援施設（板橋ひだまり広場）	庄原市板橋町181番地3	以下 略	
名称	位置																
略																	
庄原市立板橋小学校子育て支援施設	庄原市板橋町181番地3																
以下 略																	
名称	位置																
略																	
庄原市板橋子育て支援施設（板橋ひだまり広場）	庄原市板橋町181番地3																
以下 略																	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>																	

庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第2条 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の7.68</u> を乗じて算定する。 2 略	第1条～第2条 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の7.35</u> を乗じて算定する。 2 略
第4条 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>33,800円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>21,300円</u> (2) 特定世帯 <u>10,650円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,975円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.78</u> を乗じて算定する。	第4条 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>31,920円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>20,440円</u> (2) 特定世帯 <u>10,220円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,330円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.83</u> を乗じて算定する。

改 正 案	現 行
第7条 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>12,092円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,625円</u> (2) 特定世帯 <u>3,812円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,718円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.46</u> を乗じて算定する。	第7条 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>11,984円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,696円</u> (2) 特定世帯 <u>3,848円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,772円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.28</u> を乗じて算定する。
第9条 略 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>12,630円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>6,113円</u> とする。	第9条 略 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>11,670円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>5,656円</u> とする。
第10条～第22条 略 (保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を	第10条～第22条 略 (保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を

改 正 案	現 行
<p>受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>23,660円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,910円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,455円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,183円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,465円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,338円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,669円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,003円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,841円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,280円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加</p>	<p>受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>22,344円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,308円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,154円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,731円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,389円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,388円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,694円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,041円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,169円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,960円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加</p>

改 正 案	現 行
算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>16,900円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,960円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,650円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,325円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,988円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,220円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,110円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,665円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,046円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,992円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,813円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,906円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,859円</u>	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,848円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,924円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,886円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,315円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,835円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,057円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,828円</u>
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,760円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,384円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,260円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,130円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,195円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,088円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,044円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,066円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金

改 正 案	現 行
<p>等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,419円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,525円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>763円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,144円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,526円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,223円</u></p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,070円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,450円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>13,520円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16,900円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,814円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,023円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,837円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,046円</u></p> <p>3 略</p>	<p>等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,397円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,540円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>770円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,155円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,334円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,132円</u></p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,788円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,980円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,768円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,960円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,798円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,996円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,794円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,992円</u></p> <p>3 略</p>
第23条の2以下 略	第23条の2以下 略

改 正 案	現 行
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の庄原市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	

庄原市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を<u>1人</u>とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を<u>2人</u>とする。</p>

庄原市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
(設置)	(設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。
(1) 略	(1) 略
(2) <u>経営政策部</u>	(2) <u>生活福祉部</u>
(3) <u>市民部</u>	(3) <u>企画振興部</u>
(4) <u>健康福祉部</u>	
(5) <u>産業振興部</u>	
(6) <u>建設部</u>	
(事務分掌)	(4) <u>環境建設部</u>
第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。	(事務分掌)
(1) 総務部	第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
ア～キ 略	(1) 総務部
ク <u>デジタル施策に関すること。</u>	ア～キ 略
ケ <u>電子計算処理組織に関すること。</u>	ク <u>統計に関すること。</u>
コ～シ 略	ケ <u>広報及び広聴に関すること。</u>
ス 略	コ～シ 略
セ 略	ス <u>市税等に関すること。</u>
シ 略	セ <u>市債権の収納及び滞納対策に関すること。</u>
(2) <u>経営政策部</u>	ソ 略
ア <u>総合計画に関すること。</u>	タ 略
イ <u>重要施策の企画及び総合調整に関すること。</u>	チ 略
ウ <u>都市構造の転換に関すること。</u>	(2) <u>生活福祉部</u>
エ <u>行政組織及び職員定数に関すること。</u>	ア <u>消費生活に関すること。</u>
オ <u>定住に関すること。</u>	イ <u>国際交流に関すること。</u>
カ <u>統計に関すること。</u>	ウ <u>地域公共交通に関すること。</u>
キ <u>広報及び広聴に関すること。</u>	エ <u>男女共同参画に関すること。</u>
ク <u>戸籍、住民基本台帳等に関すること。</u>	オ <u>戸籍、住民基本台帳等に関すること。</u>
シ <u>社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉及び児童福祉に関すること。</u>	カ <u>社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉及び児童福祉に関すること。</u>
(3) <u>市民部</u>	キ <u>介護保険に関すること。</u>
ア <u>住民自治及び地域コミュニティに関すること。</u>	ク <u>国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。</u>
イ <u>消費生活に関すること。</u>	ケ <u>保健医療及び健康づくりに関すること。</u>
ウ <u>国際交流に関すること。</u>	(3) <u>企画振興部</u>
エ <u>男女共同参画に関すること。</u>	ア <u>総合計画に関すること。</u>
オ <u>戸籍、住民基本台帳等に関すること。</u>	イ <u>重要施策の企画及び総合調整に関すること。</u>
カ <u>国民健康保険及び国民年金に関すること。</u>	ウ <u>行政組織及び職員定数に関すること。</u>
キ <u>地域公共交通に関すること。</u>	エ <u>情報化に関すること。</u>
ク <u>市税等に関すること。</u>	オ <u>電子計算処理組織に関すること。</u>
ケ <u>市債権の収納及び滞納対策に関すること。</u>	カ <u>住民自治及び地域コミュニティに関すること。</u>
コ <u>環境衛生及び環境保全に関すること。</u>	キ <u>定住に関すること。</u>

改 正 案	現 行
サ <u>廃棄物</u> に関すること。 (4) <u>健康福祉部</u> ア <u>社会福祉</u> 、 <u>障害者福祉</u> 、 <u>高齢者福祉</u> 及び <u>児童福祉</u> に関すること。 イ <u>介護保険</u> に関すること。 ウ <u>後期高齢者医療</u> に関すること。 エ <u>保健医療</u> 及び <u>健康づくり</u> に関すること。 (5) <u>産業振興部</u> ア <u>農林業</u> に関すること。 イ <u>畜産業</u> 及び <u>水産業</u> に関すること。 ウ <u>商業</u> 及び <u>鉱工業</u> に関すること。 エ <u>観光</u> 及び <u>交流</u> に関すること。 (6) <u>建設部</u> ア～エ 略 オ <u>農地保全</u> に関すること。 カ 略 キ 略 ク 略 ケ 略 ユ 略 サ 略 シ 略 ス 略 セ 略 ゾ 略 第3条以下 略	サ <u>観光</u> 及び <u>交流</u> に関すること。 (4) <u>環境建設部</u> ア～エ 略 オ <u>環境衛生</u> 及び <u>環境保全</u> に関すること。 カ <u>廃棄物</u> に関すること。 キ 略 ク 略 ケ 略 ユ 略 サ 略 シ 略 ス 略 セ 略 ゾ 略 タ 略 第3条以下 略

【附則第2項による改正】 庄原市予防接種健康被害者調査委員会設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第6条 略 (庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	第1条～第6条 略 (庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>生活福祉部</u> において処理する。
第8条 略	第8条 略

【附則第3項による改正】 庄原市都市計画審議会設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第8条 略 (庶務) 第9条 審議会及び常務委員会の庶務は、 <u>建設部</u> において処理する。	第1条～第8条 略 (庶務) 第9条 審議会及び常務委員会の庶務は、 <u>環境建設部</u> において処理する。

改 正 案	現 行
第10条 略	第10条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2～3 略

庄原市経済対策施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行																
第1条～第7条 略	第1条～第7条 略																
別表（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td colspan="2">以下 略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	_____	_____	_____	_____	以下 略		別表（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>庄原市大久保多目的乾燥施設</td><td>庄原市大久保町917番地3</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td colspan="2">以下 略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	庄原市大久保多目的乾燥施設	庄原市大久保町917番地3	_____	_____	以下 略	
名称	位置																
_____	_____																
_____	_____																
以下 略																	
名称	位置																
庄原市大久保多目的乾燥施設	庄原市大久保町917番地3																
_____	_____																
以下 略																	
附 則 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>																	

庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行						
第1条～第18条 略	第1条～第18条 略						
別表第1 略	別表第1 略						
別表第2 (第4条、第9条関係) 1 庄原市帝釈峡まほろばの里 (1)～(2) 略 (3) <u>コテージ</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th><th>単位等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設</td><td>24,000円</td><td>1棟・1泊当たり</td></tr> </tbody> </table>	区分	使用料	単位等	施設	24,000円	1棟・1泊当たり	別表第2 (第4条、第9条関係) 1 庄原市帝釈峡まほろばの里 (1)～(2) 略
区分	使用料	単位等					
施設	24,000円	1棟・1泊当たり					
2～4 略 備考 略	2～4 略 備考 略						
別表第3 略	別表第3 略						
<u>附 則</u> この条例は、令和8年4月1日から施行する。							

庄原市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案				現 行			
					<u>第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</u>	<u>の承継の承認申請手数料</u>	
					公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下この項において「法」という。）		
				41	<u>法第2条第1項の規定による浴場業の許可の申請に対する審査</u>	<u>浴場業許可申請手数料</u>	<u>22,000円</u>
				42	<u>法第5条の2の規定によるクリーニング所の開設届出に対する検査</u>	<u>クリーニング所検査手数料</u>	<u>16,000円</u>
				43	<u>法第12条の規定による美容所の開設届出に対する検査</u>	<u>美容所検査手数料</u>	<u>16,000円</u>
				44	<u>法第12条の2第1項の規定による建築物における清掃を行う事業の登録</u>	<u>建築物清掃業者の登録手数料</u>	<u>35,000円</u>
				45	<u>法第12条の2第1項の規定による建築物における空気環境の測定を行う事業の登録</u>	<u>建築物空気環境測定業者の登録手数料</u>	<u>35,000円</u>
				46	<u>法第12条の2第1項の規定による建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業の登録</u>	<u>建築物空気調和用ダクト清掃業者の登録手数料</u>	<u>35,000円</u>
				47	<u>法第12条の2第1項の規定による建築物における飲料水の水質検査を行う事業の登録</u>	<u>建築物飲料水水質検査業者の登録手数料</u>	<u>35,000円</u>
					建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。）		

改 正 案				現 行			
—	_____	_____	_____	48	う事業の登録 法第12条の2第1項の規定による建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録	数料 建築物飲料水貯水槽清掃業者の登録手数料	35,000円
—	_____	_____	_____	49	法第12条の2第1項の規定による建築物の排水管の清掃を行う事業の登録	建築物排水管清掃業者の登録手数料	35,000円
—	_____	_____	_____	50	法第12条の2第1項の規定による建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業の登録	建築物ねずみ昆虫等防除業者の登録手数料	35,000円
—	_____	_____	_____	51	法第12条の2第1項の規定による建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であって、建築物における衛生的環境の総合的管理を行う事業の登録	建築物環境衛生総合管理業者の登録手数料	45,000円

興行場法(昭和23年法律第137号。以下この項において「法」という。)

—	_____	_____	_____
—	_____	_____	_____
—	_____	_____	_____
—	_____	_____	_____
—	_____	_____	_____

介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。)

	事務	名称	手数料の額
36	略	略	略
37	略	略	略
38	略	略	略
39	略	略	略

	事務	名称	金額
52	法第2条第1項の規定による興行場の営業の許可の申請に対する審査	興行場許可申請手数料	22,000円 ただし、季節的又は一時的に仮設する場合 8,000円

介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。)

	事務	名称	手数料の額
53	略	略	略
54	略	略	略
55	略	略	略
56	略	略	略

改 正 案				現 行			
40	略	略	略	57	略	略	略
41	略	略	略	58	略	略	略
42	略	略	略	59	略	略	略
43	略	略	略	60	略	略	略
44	略	略	略	61	略	略	略
45	略	略	略	62	略	略	略
46	略	略	略	63	略	略	略
47	略	略	略	64	略	略	略
48	略	略	略	65	略	略	略
49	略	略	略	66	略	略	略
行政不服審査法（以下この項において「法」という。）				行政不服審査法（以下この項において「法」という。）			
	事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額
50	略	略	略	67	略	略	略
その他共通関係				その他共通関係			
	事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額
51	略	略	略	68	略	略	略
52	略	略	略	69	略	略	略
53	略	略	略	70	略	略	略
54	略	略	略	71	略	略	略
55	略	略	略	72	略	略	略
56	略	略	略	73	略	略	略
57	略	略	略	74	略	略	略
58	略	略	略	75	略	略	略
59	略	略	略	76	略	略	略
60	略	略	略	77	略	略	略
61	略	略	略	78	略	略	略
62	略	略	略	79	略	略	略
63	略	略	略	80	略	略	略
64	略	略	略	81	略	略	略
65	略	略	略	82	略	略	略
付表 略				付表 略			
附 則							
この条例は、令和8年4月1日から施行する。							

改 正 案	現 行
第1条～第7条 略 (選挙運動用ビラの作成における公費の支払) 第8条 庄原市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8円38銭</u> を超える場合には、 <u>8円38銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	第1条～第7条 略 (選挙運動用ビラの作成における公費の支払) 第8条 庄原市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7円73銭</u> を超える場合には、 <u>7円73銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
第9条～第10条 略 (選挙運動用ポスターの作成における公費の支払) 第11条 庄原市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>586円88銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に105,417円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額)	第9条～第10条 略 (選挙運動用ポスターの作成における公費の支払) 第11条 庄原市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>541円31銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に105,417円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額)
第12条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、36,300円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額	第12条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、36,300円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額

改 正 案	現 行
とする。	とする。
2 第6条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、 <u>8円38銭</u> に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。	2 第6条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、 <u>7円73銭</u> に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。
3 略	3 略
第13条 略	第13条 略
<u>附 則</u>	
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	